

県南広域振興局長告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大迫町土地改良区（花巻市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成29年2月7日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

高 橋 忠 雄 花巻市大迫町外川目第28地割115番地7